

## 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の締結する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、物品購入、備品の修繕及び印刷製本並びに建物管理等の業務委託の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 川口市の競争入札に参加する資格に関する審査を受け資格を有する者と認められた者をいう。
- (2) 役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (6) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

### (指名除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

- (1) 建設工事の請負並びに設計、調査及び測量の業務委託 川口市工事請負業者等審査委員会
- (2) 物品購入、備品の修繕及び印刷製本並びに建物管理等の業務委託 川口市物品入札参加業者等審査委員会

2 市長は、有資格業者のうちの官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合及び共同企業体（以下「組合等」という。）を、前項の規定により指名から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても委員会の審議を経て、当該組合等の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外できるものとする。

- 3 市長は、組合等の構成員のうちの有資格業者を、第1項の規定により指名から除外するときは、当該組合等についても委員会の審議を経て、有資格業者の指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外できるものとする。
- 4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、指名除外決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する役員等を変更した場合についても、委員会の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外できるものとする。

(指名除外の期間の特例)

- 第4条 有資格業者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における指名除外の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が別表に掲げる各号の措置要件に係る指名除外の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに別表に掲げる各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。
  - 3 川口市の指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表に掲げる各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。
  - 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による指名除外の期間の長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項の規定にかかわらず、指名除外の期間の長期を別表又は第1項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。
  - 5 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

(指名除外の解除)

- 第5条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

- 第6条 市長は、第3条の規定により指名除外の措置を行ったときは別記様式第1号の通知書により、第4条第5項の規定により指名除外の期間を変更したときは別記様式第2号の通知書により、第5条の規定により指名除外を解除したときは別記様式第3号の通知書により、当該有資格業者に対し通知するものとする。ただし、市長が通知する必要

がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(下請負の禁止)

第8条 市長は、指名除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(妨害の際の措置)

第9条 市長は、契約の相手方が、当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への協力要請)

第10条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(所轄警察署との連携)

第11条 市長は、所轄警察署との密接な連携のもとに別表に掲げる措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警察署の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本市の締結する契約からの暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。ただし、実施前に行った行為についても適用する。
- 2 川口市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年8月1日施行）は、廃止する。

別表（第3条、第4条及び第11条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上12月以内とし、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から4月以上12月以内とし、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内とし、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内とし、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 市発注の業務等</p> <p>イ 県内における業務等（アの場合を除く。）</p> <p>ウ 県外における業務等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9月</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月</p>

別記様式第1号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

川 口 市 長

## 指 名 除 外 通 知 書

川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づき、下記のとおり指名を除外することとしたので通知します。

記

### 1 指名除外期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

### 2 指名除外の理由

別記様式第2号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

川 口 市 長

## 指 名 除 外 期 間 変 更 通 知 書

平成 年 月 日付け川契発第 号で通知した指名除外の期間を下記  
のとおり変更したので通知します。

### 記

1 従前の指名除外期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2 変更後の指名除外期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 指名除外の理由

別記様式第3号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

川 口 市 長

## 指 名 除 外 解 除 通 知 書

平成 年 月 日付け川契発第 号で通知した指名除外を解除したの  
で通知します。